

柔道整復師（接骨院・整骨院）の正しいかかり方について

接骨院・整骨院では柔道整復師の施術が受けられます。
柔道整復師による施術は、保険が使える場合と、そうでない場合があります。施術を受ける前に確認して正しく施術を受けましょう。



骨折・脱臼・打撲・ねんざ・肉離れ等、
迅速に治療する必要のあるもの

健康保険が使えます。

※骨折・脱臼については医師の同意が必要です
(応急処置を除く)

- ・ 肉体疲労の軽減
- ・ 病気が原因で起こる痛み
- ・ 後遺症等の慢性的な痛み
- ・ 他の医療機関等で治療中の部位を重複して受診する場合 など

健康保険は使えません。

交通事故等による怪我

治療（施術）前に保険の使用
について、八王子市へ連絡し
てください。

通勤中・業務中による怪我

労働災害に該当する場合は健康
保険は使えません。
労働災害に該当するかは労働基
準監督署に確認してください。

ご注意くださいこと

- ・治療（施術）の際は負傷原因・負傷部位について、いつ、どこで、どのように痛めたか等を正確に施術師に伝えてください。
- ・治療（施術）内容と健康保険適用の有無等の説明は必ずご本人（ご家族等）がご理解の上、治療（施術）を受けてください。
- ・接骨院、整骨院は領収書を無償で発行する義務があります。医療費控除にも使用できますので必ず受け取り保管してください。
- ・療養費支給申請書とは、柔道整復師が患者からの委任を受け、治療費を保険者に請求するための申請書になります。保険者はこの申請書に基づいて柔道整復師に治療費の支払いをします。白紙の療養費支給申請書に記載内容を確認しないで署名をすると、請求が誤る場合など、トラブルの原因になるおそれがあります。傷病名、日数、金額など必ず内容を確認してください。

お知らせ

- ・八王子市では治療（施術）を受けた方に対して、書面又は電話にて治療（施術）内容の確認を行う場合があります。
接骨院、整骨院のかかり方を理解し、適切に治療（施術）を受けていただくことが医療費の適正化につながります。
皆様の大切な保険税を適切に運用するために、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。



問合せ先 健康医療部
保険年金課 給付担当
TEL 042-620-7235（直通）

